主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金三万円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金一〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

理 由

本件記録によると、豊島簡易裁判所は、昭和五〇年七月二六日被告人に対する道路交通法違反被告事件(同庁昭和五〇年(い)第三〇一七五一号)につき、「被告人は昭和五〇年四月二九日午前二時四〇分ころ、東京都立川市 a 町 b の c 番地先道路において、身体に呼気ーリットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で、普通乗用自動車を運転したものである。」旨の事実を認定したうえ、右の事実に道路交通法六五条、一一九条一項七号の二、同法施行令四四条の三、刑法一八条、刑訴法三四八条を適用して、「被告人を罰金三万六千円に処する。右罰金を完納することができないときは、金一、〇〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。但し、右罰金に相当する金額を仮に納付すべきことを命ずる。」旨の略式命令を発し、この略式命令は同年八月一九日確定したことが認められる。

しかしながら、道路交通法の右各規定によると、本罪の罰金の法定刑の最高額は 三万円であるから、これを超過して被告人を罰金三方六〇〇〇円に処した右略式命 令は法令に違反していることが明らかであり、しかも被告人のために不利益である といわなければならない。

よつて、刑訴法四五八条一号但書により、原略式命令を破棄し、被告事件についてさらに判決することとする。

原略式命令の確定した道路交通法違反の事実に法令を適用すると、被告人の所為

は、道路交通法六五条一項、一一九条一項七号の二、同法施行令四四条の三に該当するが、所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金三万円に処し、右罰金を完納することができないときは、刑法一八条により金一〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官佐藤忠雄 公判出席

昭和五一年六月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯
裁判官	環		昌	_